

## 第4 収容人員の算定

### 1 収容人員算定の基本

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い、規則第1条の3の算定方法により算定する。

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（令第2条の適用により、同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟の収容人員を合算した数）であるが、令第24条の適用については棟単位又は階単位、令第25条の適用については階単位とする。
- (2) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (3) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満で、かつ、300m<sup>2</sup>未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。

### 2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業員として算定する者は、次のとおりとする。
  - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。  
ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業員として扱わないこととする。
  - イ 交替制の勤務体制を取っている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業員が重複して在所する交替時の数とはしない。  
ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とする。
  - ウ 指定された執務用の机を有する外勤者は、従業員の数に算入する。
- (2) 令第24条、令第25条の適用にあたっては、従業員として算定する者は、次のとおりとする。
  - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入することとする。
  - イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業員が使用する研修室及び社員食堂等は、当該部分を3m<sup>2</sup>で除して得た数の従業員があるものとして算定する。  
ただし、その数が従業員の数よりも大きい場合は、従業員の数とする。なお、これにより得た階の収容人員については、重複しない従業員を除き棟全体の収容人員には合算しないものとする。
- (3) 廊下（(6)項イにおいて廊下等に設けられる待合の用に供する部分を除く。）、階段及び便所は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めない。
- (4) 常時同一場所で固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席のうち、次に掲げるものは固定式のいす席として扱う。★
  - ア ソファ等はいす席
  - イ いす席相互を連結したいす席
  - ウ 掘りごたつ式等の席

- (5) 規則第1条の3の規定により、収容人員の算定の対象となる部分の床面積を除す場合は、合算した床面積ではなく、居室等の単位でそれぞれ除すこと（(6)項イの待合室、(8)項及び(9)項並びに(11)項においては、算定の対象となる部分の床面積の合計を除すこと。）。

なお、取り外し可能な建具等で間仕切られている場合は、収容人員が多くなる方で算定する。◆

- (6) 規則第1条の3において床面積及びいす席の正面幅を除して得た数は、小数点以下を切り捨てるものとする。（(5)項イの和式の宿泊室を除く。これについては切り上げる。）
- (7) 規則第1条の3の「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって従業者の使用に供する部分と区画されている部分をいう。例えばスケート場のリンク、休憩場の部分又は銀行等の客だまり部分等をいう。

### 3 令別表第1の各項ごとの取り扱い

#### (1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分   | 算定方法  |
|------|---|
| (1)項 | 次に掲げる数を合算して算定する。<br>1 従業員の数<br>2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数<br>(1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数とする。<br>(2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数<br>(3) その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数 |

イ 従業員とは2(1)による。

ウ 「客席の部分」とは、次表のとおりである。

| 用途       | 客席の部分                                   |
|----------|---|
| 劇場、映画館等  | 演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席等が設置されている部分         |
| 演劇場等     | 落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにすわり席、いす席等が設置されている部分    |
| 観覧場等     | スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設けられている部分    |
| 公会堂、集会場等 | 集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設けられている部分 |

エ 「立見席を設ける部分」とは、いす等を置かず、観客が立って観覧する部分をいい、通路の延長部及び出入口の回転部等は含まれない。

オ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいうものであること。

カ 第1・10に規定する地区集会所等の収容人員の算定については、令別表第1(15)項の算定方法により算定すること。

## (2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分           | 算定方法   |   |
|--------------|--------|---|
| (2)項<br>(3)項 | 遊技場    | 次に掲げる数を合算して算定する。<br>1 従業員の数<br>2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数<br>3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5 mで除して得た数とする。                                 |
|              | その他のもの | 次に掲げる数を合算して算定する。<br>1 従業員の数<br>2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数<br>(1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5 mで除して得た数とする。<br>(2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 |

イ 従業員とは2(1)による。

ウ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数によること。

(ア) ボウリング場は、レーンに付属する固定式のいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 囲碁及び将棋は1枚につき2人、マーじゃんは1台につき4人とする。

(エ) パチンコ及びスロットマシンは、1台につき1人とする。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の幅を0.5mで除して得た数とする。

(カ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とする。

エ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定すること。

オ キャバレー等のホステスは、「従業員」として取り扱うこと。

カ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業員」として取り扱わないこと。

キ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

(ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分

(イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分

(ウ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分

(エ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分

(オ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

ク インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。

**【飲食店の収容人員算定例】**

客席（移動いす等設置部分）  
長いす部分を除いた面積 60 m<sup>2</sup>

長いす (8m)

厨房等  
従業員 5 人

廊下

客席（和室）  
30 m<sup>2</sup>

《長いす席 8 m + 客席（移動いす等設置部分）60 m<sup>2</sup> + 客席（和室）30 m<sup>2</sup> + 従業員 5 人》  
(8 ÷ 0.5) + (60 ÷ 3) + (30 ÷ 3) + 5 = 51 人

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分   | 算定方法   |
|------|--|
| (4)項 | 次に掲げる数を合算して算定する。<br>1 従業員の数<br>2 主として従業員以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数<br>(1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を 3 m <sup>2</sup> で除して得た数<br>(2) その他の部分については、当該部分の床面積を 4 m <sup>2</sup> で除して得た数 |

イ 従業員とは2(1)による。

ウ 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所等を除く。）をいう。

エ 「飲食又は休憩の用に供する部分」に固定式のいす席がある場合でも、当該部分の床面積を 3 m<sup>2</sup>で除して得た数とすること。

オ 「その他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分及び通路部分も含まれるものであること。したがって、ショーケース、陳列棚などを置いている部分も床面積とし、4 m<sup>2</sup>で除すもの。★

## (4) 別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分    | 算定方法   |
|-------|--|
| (5)項イ | <p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>1 従業員の数</p> <p>2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数</p> <p>(2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡（簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡）で除して得た数</p> <p>3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。</p> <p>(2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数</p> |

イ 従業員とは2(1)による。

ウ 宿泊室の人員算定の取扱いについて、シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人をそれぞれ基本とするが、利用実態に則した人員算定を行うことができる。

エ 和式の宿泊室を単位面積当たりで除した際に生じる1未満のはしたの数は、切り上げるものであること。

オ 和式の宿泊室の前室部分（畳の部分に限る。カにおいて同じ。）は、宿泊室の一部として取り扱うこと。ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、この限りでない。

カ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

キ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

ク 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。

ケ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいうものであること。

(ア) 宴会場等の部分

(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する部分

(ウ) いす席を設けたロビー等の部分（通路の用に供する部分を除く。）

(エ) 前アからウまでに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

コ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の収容人員は合算しないことができる。★

ただし、令第24条及び令第25条の規定の適用にあたっては、当該部分の階収容人員を合算すること。

(5) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分    | 算定方法          |
|-------|---------------|
| (5)項口 | 居住者の数により算定する。 |

なお、新築等で居住者の数が未確定の場合でも、単身寮等で居住者の定員があらかじめ定められている場合は、その数を居住者の数とすることができる。ただし、定員の定められていない新築等または居住者の出入りが激しい等により実態把握が困難な共同住宅にあつては、次表により収容人員の算定を行うこと。

| 住戸のタイプ | 1R、1K、1DK、<br>1LDK、2K、2DK | 2LDK、3K、<br>3DK | 3LDK、4K、<br>4DK | 4LDK、5K、<br>5DK |
|--------|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 算定居住者数 | 2人                        | 3人              | 4人              | 5人              |

(6) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分    | 算定方法   |
|-------|--|
| (6)項イ | 次に掲げる数を合算して算定する。<br>1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業員の数<br>2 病室内にある病床の数<br>3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数 |

イ 従業員とは2(1)による。(医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師は従業員として扱う。)

ウ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まれないものであること。

エ 「病床」とは、医療法第7条に規定する病床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数であり、和式の場合は令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。

オ 未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドについても「病床」に含まれるものであること。

カ 「待合室」は室の形態を有しない待合の用に供される部分も含まれるものであること。なお、「中待合の用に供される部分」及び「廊下等に設けられる待合の用に供される部分」も含むものであること。

キ 「廊下等に設けられる待合の用に供される部分」で、廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により算定すること。

ク 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定すること。

ケ 予約診療制度を実施している診療所等についても規則第1条の3の規定によって、算定すること。

(7) 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分             | 算定方法   |
|----------------|--|
| (6)項ロ<br>(6)項ハ | 従業員の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。 |

イ 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取り扱いは、次によること。

(ア) 入所施設

老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者（以下この項において「要保護者」という。）を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊できる最大の数

(イ) 通所施設

要保護者を通所させる施設は、事業者側が想定している要保護者の最大の数

ただし、竣工後に要保護者の最大の数に隔たりがある場合は、実態に即して見直しを行なうことができる。

ウ 老人福祉センター等で当該地域の老人等が登録すれば自由に入出入りすることができる場合は、一時に使用する最大数とすること。★

エ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分（以下この項において「リハビリ室等」という。）については、その室の最大の数とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

オ 要保護者が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(8) 令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分    | 算定方法                          |
|-------|-------------------------------|
| (6)項ニ | 教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。 |

イ 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この項において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

ウ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下この項において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(9) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分   | 算定方法                          |
|------|-------------------------------|
| (7)項 | 教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。 |

イ 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この項において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

ウ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この項において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(10) 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分   | 算定方法  |
|------|---|
| (8)項 | 従業員の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。 |

イ 図書館のDVD等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

ウ 閲覧室の開架（図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。）部分及び展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室、展覧室」として、床面積に算入すること。

エ 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。

オ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

(11) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分   | 算定方法   |
|------|--|
| (9)項 | 従業員の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。 |

イ 従業員とは2(1)による。

ウ 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まれないこと。

エ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。

(12) 令別表第1(11)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(11)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分    | 算定方法  |
|-------|---|
| (11)項 | 神職、僧侶、牧師その他従業員の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。 |

イ 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

ウ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(13) 令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項まで掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分                               | 算定方法          |
|----------------------------------|---------------|
| (10)項<br>(12)項<br>(13)項<br>(14)項 | 従業員の数により算定する。 |

イ 車両の駐車場の従業員には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店等の従業員も含めること。

ウ 工場又は作業場において、施設内に見学スペース等を設ける場合、当該部分の床面積を3㎡で除して得た値と、従業員数を合算して算定する。◆

(14) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分    | 算定方法   |
|-------|--|
| (15)項 | 従業員の数と、主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。 |

イ 官公署、銀行、事務所等については、従業員以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業員の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業員以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと（例 銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分）。

ウ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業員が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合いの用に供するいすの数の合算ではなく、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

エ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、算定床面積に算入しないこと。

オ モデル住宅については、従業員が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示場部分（人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。）を「主として従業員以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

カ 放課後保育クラブ等については、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

(15) 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、次表に定める方法によること。

| 区分    | 算定方法                  |
|-------|-----------------------|
| (17)項 | 床面積を5㎡で除して得た数により算定する。 |

イ 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいうものであること。

ウ 令別表第1備考4の「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用すること。

(16) 令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物

令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定することとされていることから、(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

【関係通知】

- ・ 防火対象物の収容人員の算定について（昭和52年1月6日消防予第3号）
- ・ 固定式のいすの法令解釈上の疑義について（昭和48年10月23日消防予第140号消防安第42号）
- ・ 観覧、飲食または休憩の用に供する固定式のいすの解釈について（同上）
- ・ ショーケース等の置かれている部分も床面積としてよいか（同上）